

令和2年5月13日

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う
自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応に係る追加連絡について**

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

令和2年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応をご依頼したところですが、追加で以下の通りご連絡いたします。

1. 受給者証の有効期限、次回手続き時の診断書要否の考え方について

患者様がお持ちの受給者証、または更新申請手續のご本人様控に印字されている有効期間をまずはご確認いただき、有効期間満了日が令和2年3月～令和3年2月となっている場合には、お手元の受給者証をそれぞれ1年後まで利用できるものとして、有効期間満了日を読み替えてください（例：有効期間満了日が令和2年5月31日の受給者証を患者様がお持ちであれば、実際の有効期間満了日は令和3年5月31日）。

その場合、月額負担上限額、次回更新時の診断書提出の要否に関しても、患者様がお持ちの受給者証に印字されているまま引き継ぎます。

患者様がお持ちの受給者証、または更新申請手續のご本人様控に印字されている有効期間の満了日が、令和2年2月以前、もしくは令和3年3月以降となっていましたら、上記対応は適用せず、通常通りの取扱いをお願いいたします。

2. 有効期間満了日の読み替えに関する受給者への案内について

現時点で、有効期間満了日の読み替えを行う受給者証をお持ちの一部の患者様には、医療機関受診時の対応として次のいずれかをご案内していますので、ご承知おきください。この通り対応しないと読み替えをしない、というものではありません。

- ・ 手元の受給者証をそのまま提示し、医療機関に相談する。
- ・ 手元の受給者証とあわせて、本市ホームページの案内箇所を提示する。
- ・ 手元の受給者証とあわせて、精神通院医療・手帳事務処理センターが送付した案内文を提示する。
- ・ 区役所が訂正印を押印し、有効期間満了日を手書き修正した受給者証を提示する。

3. 医療費の払い戻し対応について

今回の厚生労働省からの通知以前に、更新申請状況が確認できない等により患者様へ3割の医療で請求をされたケースがあるかと思えます（例：有効期間満了日が令和2年3月31日の受給者証を持っていたが、申請手続中である確認が取れなかった）。

これらの患者様は、一律に1割負担とすべき対象となることから、近隣自治体と同様におかかりの医療機関へ払い戻しの請求をするよう患者様へご案内していますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

4. 診断書作成に関する患者様への対応について(病院・診療所のみ)

前述1のとおり有効期間満了日の読み替えを行う対象となる受給者証をお持ちで、次回更新時に診断書「必要」と印字されている患者様より、診断書作成のご依頼があった場合には、お手元の受給者証から変更する点（健康保険証の変更等）がなければ、お手元の受給者証を引き続き使用できる旨をご案内ください。

なお、令和3年2月までの間に精神障害者保健福祉手帳と同時更新申請を予定していた患者様で、精神障害者保健福祉手帳用診断書の提出が猶予されることとなった方に対しては、自立支援医療（精神通院医療）の次回更新申請時までには精神障害者保健福祉手帳用診断書をご準備ください。その際、医療欄にも必ず記載をするようお願いいたします。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

(TEL) 045-671-2415

(E-mail) kf-seitsuin@city.yokohama.jp